

第23回 地方分権改革有識者会議・
第36回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成27年11月26日（木） 10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、市川晃議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員

（小早川構成員及び勢一構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕石破茂内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、福岡資麿内閣府副大臣、牧島かれん内閣府大臣政務官、松山健士内閣府事務次官、石原一彦内閣府審議官、池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

議事

- （1）雇用対策部会報告について
 - （2）平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
 - （3）その他
-

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから、第23回「地方分権改革有識者会議」と第36回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、お忙しいところを、また昨日以来、寒さが急にやってきたような状況の下で御参集いただきましたことに深く感謝申し上げます次第でございます。

本日は、新たに御就任されました福岡資麿副大臣、牧島かれん大臣政務官に御臨席を頂戴いたしております。いずれ政務官はお見えになると思います。

また、有識者会議の後藤議員、白石議員、森議員は、所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

本日、また、お忙しい中を石破大臣にも御臨席いただく予定になっておりますが、最後に締めくくりの御挨拶を頂戴できるというように伺っております。また、その際には、カメラが入室いたしますので、この点についても御承知置きいただければと存じます。

それでは、会議の開催に当たりまして、福岡副大臣から御挨拶を頂戴したいと思しますので、よろしく願いいたします。

（福岡副大臣） おはようございます。今、御紹介いただきましたように、石破大臣は今

日遅れてこちらに来られますので、冒頭、まず私から御挨拶をさせていただきます。

このたび副大臣を拝命いたしました福岡資麿と申します。諸先生方のお力添えをいただきながら、石破大臣の下、この地方分権改革を前に進めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導、是非よろしく願いいたします。

皆様方におかれましては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて、大変御尽力をいただいております、心から感謝を申し上げます。

特に、提案募集検討専門部会におかれましては、前回の会議以降も、関係府省からの2度目のヒアリングを行っていただき、論点を整理していただき、対応策を検討していただいているところございまして、心から敬意を表させていただきますと思います。

また、ハローワークにつきましては、前回の合同会議において、本年1月30日の閣議決定を踏まえ、これまでのハローワーク特区、一体的実施等の取組の成果と課題の検証等を雇用対策部会においてお願いをさせていただいて、本日まで御議論いただいたところございまして、本日、その検討結果を御報告いただくというようになっていると承知をしております。

部会長であります小早川議員、そして谷口議員をはじめ、雇用対策部会の皆様方には、短期間に精力的に御議論いただき、報告書を取りまとめていただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

本日は、ハローワークの地方移管を含めた対応方針の案について、皆様方に積極的な御議論をお願いしたいと思っております。年末の地方分権改革推進本部及び閣議において、対応方針を決定したいというように思っておりますので、本日も何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、冒頭、御紹介申し上げましたように、牧島大臣政務官においでいただいておりますので、新たに御就任されました牧島大臣政務官から御挨拶いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(牧島大臣政務官) 遅参をいたしまして申し訳ございません。

このたび第3次安倍改造内閣におきまして、地方創生を担当いたします内閣府大臣政務官を拝命いたしました牧島かれんと申します。

専門の議員の皆様には大変お世話になりますが、国民の方たちも注目をされております地方分権改革でございますので、一生懸命私も取り組んでまいりたいと思います。御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、配布資料の確認をしたいと存じます。

まず、お手元に、本日の議事次第、配布資料の一覧があるかと存じます。

次に、座席図、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の構成員の名簿が

それぞれ配布されているかと存じます。

次いで、本体の資料の方でございますけれども、資料 1 が、雇用対策部会報告書。

資料 2 が、「平成27年の地方分権改革に関する提案募集方式の進行経過」。

資料 3 が、「平成27年の地方からの提案に関する対応状況」でございます。

資料 4 が、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針案でございます。2つに分かれております。資料 4-1 が概要資料、4-2 が対応方針案本体ということになっておりますので、御確認いただければと思います。

さらに、資料 5 が、平成27年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果に関する資料。

資料 6 が、平成26年対応方針のフォローアップの状況に関する資料でございます。

資料 7 が、農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準等に関する資料でございます。これは2つに分かれてございます。資料 7-1 が概要資料で、7-2 が指定基準等の本体となっております。

資料 8 が、地方分権改革事例集（概要）。

また、席上配布資料として、事例集本体の草稿がございます。

資料 9 が、地方分権改革シンポジウム広報用チラシでございます。

最後に、参考資料といたしまして、「現行規定により対応可能であり通知等により周知を図る案件例」がございます。

大変大部な資料になっておりますが、お手元を御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事については、お手元の議事次第をお目通しいただければと思いますが、本日、「その他」を除いて2つの大きな議事を予定いたしております。

(1) が「雇用対策部会報告について」、(2) が「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について」でございます。

そこで、最初に、議事の(1)「雇用対策部会報告について」を審議いただければと存じます。

まず、部会長の小早川議員から、資料 1 に関しまして御説明を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(小早川座長代理) それでは、雇用対策部会の結果を御報告させていただきます。

ハローワークにつきましては、本年1月30日に閣議決定されました「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」におきまして、国と地方公共団体との連携強化の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進めるということとされております。

雇用対策部会は、この対応方針に基づく検証、検討を行うために、本年9月から3回にわたる会合でヒアリング及び意見交換を行い、去る11月20日に部会としての報告書を

取りまとめました。

お手元の資料 1 がその報告書でございます。これを御覧ください。

大部になります。本体は最初の数ページ、別紙 3 という所までで、その後、資料ということになっております。

この本体部分について御説明を申し上げます。

部会におきましては、まず 1 ページを御覧いただきますと、「1 経緯」、「2 検討」とありまして、この「2 検討」でございますとおり、これまで全国知事会と厚生労働省の行った検証結果を精査いたしまして、また、それとともに、連合、経団連、日商、全国市長会からもそれぞれ意見を聴取いたしました。

そして、議論を重ねまして、その結果、まず 1～2 ページのとおり整理いたしました。

概略を申しますと、まず、1 ページの一番下、国のハローワークの持つ雇用のセーフティネットの機能は、地方移管した場合に十分維持することは難しいのではないかということ。

次のページに参りまして、一体的実施、ハローワーク特区につきましては、職業紹介と福祉施策や産業施策との連携が高い効果を生んでいると考えられる。これは安定的な取組として位置付けるべきものではないかということ。

また、次の黒丸ですが、特区における知事から労働局長への指示権がありますが、これについて実際に活用されたのは 1 件のみですけれども、この指示権を背景に現場での調整が円滑に進んでいるとの評価がございます。そうしたことから、国と地方の連携強化のためには、現在の特区のような地域限定ではなく、全国的な制度とすべきではないかということであります。

もう一つ、次の黒丸で、地域のニーズに応じた地方公共団体の無料職業紹介を一層充実させるべきではないか。以上の次第であります。

これに加えて、2 ページの下の方でございますが、11月12日に全国知事会の代表として、本日もおいでの平井知事から石破大臣に要請がなされまして、大臣からは、この要請の内容につき、雇用対策部会において議論するよう求めがございました。その要請の内容につきましては、2～3 ページを御覧ください。

そこで、次、3 ページの「3 結論」でございます。

ここにありますように、以上を総合的に検討しました結果、部会におきましては、利用者の利便性を第一義に考え、ハローワークの地方移管として、報告書の別紙 2 に新たな雇用対策の仕組みというものを取りまとめました。別紙 2 は、6 ページと書かれているものでありますので、それを御覧ください。

この仕組みは、利用者の利便性を高めることを第一義としまして、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、法律に基づき、全国的かつ安定的な仕組みとして構築するものであります。

この別紙2に即しまして、4つのポイントに分けて概略を御説明いたします。

まず、ポイント1です。左の大きな囲みですが、知事が国のハローワークを「實際上、都道府県の組織として活用」できる枠組みということで、都道府県・市町村と都道府県労働局との間で雇用対策全般についての「法律上の協定」を締結する。その上で、都道府県知事から都道府県労働局長へ、これまでのハローワーク特区における「指示」と同等の関与が法律上において可能であることとする、というようにしております。これがポイント1です。

次に、ポイント2は、右側の上の方の囲みですが、地方版ハローワークの設置権限を移譲し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介を実施できる仕組みとするということで、その次にございますように、地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際の届出を廃止する。それとともに、民間事業者と同列に課されている規制や監督を廃止するということ。

また、求人情報のオンライン提供について法定化した上で、提供する情報の範囲を、国のハローワーク職員が職業紹介に用いる情報と同様とすること。

そして、国による雇用保険の認定等について、自治体の希望や利用者のニーズに応じて対応すること、というようにしております。

その次、ポイント3です。国のハローワークと地方公共団体が同一施設内で無料職業紹介及び相談業務等を行う、「利用者の視点に立っての一体的サービス」と呼ぶべきものを、全国的かつ継続的に展開することとしております。

この「一体的サービス」については、これを法定化する。その上で、継続的に実施できるよう、国として必要な経費を予算措置すること。さらに、「一体的サービス」の運営に当たっては、地方からの「要望」に対して迅速・積極・柔軟に対応できるようにすること、などとしております。

次に、最後、ポイント4です。国による支援の拡充であります。国が地方の職員の研修に協力すること、国と地方の間の人事交流の拡充、地方が取り組む雇用対策事業への財政支援などをここに盛り込んでおります。

以上が、部会として取りまとめました新たな雇用対策の仕組みの内容でございます。

今後、国の方におかれては、この新たな仕組みの実現に向けて、具体的な制度設計を行っていただきたいと考える次第です。そして、その際、労使の意見に加えまして、地方の意見も十分に反映させるようにすべきものと考えております。

部会といたしましては、この報告書の内容が近い将来に制度化され、国のハローワークと地方版ハローワークが、今以上に国民の雇用の確保に資するものとなり、ひいては国民生活、国民経済の安定と向上につながっていくことを期待する次第であります。

雇用対策部会の御報告は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大部な報告書をおまとめいただきました小早川議員、さらに御参加いただいた谷口議

員をはじめとする構成員の皆様方の御尽力に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま御説明いただきました報告書に関して、御質問、さらには御意見を頂戴できればと思います。

どなたからでも結構でございますが、大橋構成員、どうぞ。

(大橋構成員) 大変優れた地方分権の案だと拝聴しました。2点ほどお聞きしたい点があり、単純な質問でございます。

1点は、先ほど小早川先生から6ページの所で紹介がありましたポイント1の所で、これは特区のときには「指示」というような強い言い方だったものを、お互いが協定というように形を取り結んで、その協定の内容として要請というように形で行うのだけでも、その根拠は法律にあって、きちっとした制度の下で進める、そういう制度かなと拝聴しました。

そうだとしますと、一番頭の所にあります「實際上」というのは、どういう御趣旨なのかをもう少し御説明いただきたいということと、(2)の③の所で、労働局長が従わないときに知事が厚生労働大臣に申し立てるというこの仕組みは、最終的には厚生労働大臣の御判断をもってファイナルとするというような制度設計でしょうか、この2点だけ確認というか、質問でございます。

(神野座長) よろしいですか。最初の「實際上」という含意と、最終決断の厚労大臣について御説明いただければと思います。

(小早川座長代理) 承知しました。

ポイント1の見出しで、国のハローワークを「實際上、都道府県の組織として活用」できる枠組みという表現にしております。これは、その内容は細かく書いてあるとおりののですけれども、そのことの意義を手短かに分かりやすく表現しようとしたものでございます。

「實際上」というのは、法制度上は国の組織は国の組織、都道府県の組織は都道府県の組織ということで分かれているわけで、国のハローワークは国のハローワークなのですが、協定とそれに基づく要請の仕組みによって、都道府県の意思と国のハローワークの運営のやり方が合致するようにうまく運営されればよいという考えで、そのことを「實際上、都道府県の組織として活用できる」、つまり、都道府県の側から見ればそういうことになるだろうというつもりでございます。「實際上」というのは、法律的な言葉ではございませんが、分かりやすくなるようにということでございます。

もう一つの、知事の要請に対して都道府県労働局長がそれに従わない場合の厚生労働大臣への申立ての部分ですけれども、これはまだこの報告書の段階では、大まかなコンセプトを示したものでございまして、御質問のように、では、厚生労働大臣が申立てを受けて判断をしたらそれがファイナルなのか、あるいはそれに対して何らかの更に別の手続があるのか、あるいはつくるのか、この辺は今後の制度設計で詰めていただきたい

という趣旨でございます。

(神野座長) よろしいですか。

では、平井議員、どうぞ。お待たせいたしました。

(平井議員) どうもありがとうございます。

小早川部会長、また谷口先生はじめ、御関係の皆様立派な報告を取りまとめていただきました。本当に高く敬意を表したいと思います。

また、ここに至るまで、神野先生あるいは高橋先生はじめ、委員の皆様の御協力をいただきましたし、福岡副大臣、牧島政務官、また松山次官や石原審議官、さらに三宅さんや池田さんをはじめ、多くの方々のお力添えを賜りまして、長年の課題でありますハローワークの地方移管につきまして、一定の結論がここに導かれていることにまずは感謝を申し上げたいと思います。

今、大橋先生の方からお話ございましたけれども、これは多分、ポイント1の所を我々が聞いた感じでの理解をそのまま文字にしてもらったほうが分かりやすいのかなと思いますのは、要は、これはハローワーク特区というのをやっているのです。ところが、正直、使い勝手がいいかどうかということもいろいろあるのですけれども、ただ、これを全国でやってくれというのが地方側の都道府県の方のかねての要望でありまして、かつては、ハローワーク特区を全都道府県で申請するというのを運動としてやったぐらいです。ですから、これはハローワーク特区を全国に適用して拡充強化するのだというぐらいをタイトルに入れてもらった方が、本当は分かりがいいのではないかと思います。そういうことであれば、「實際上、都道府県の組織として活用」できるという内実が分かりやすくなるのではないかと思います。

一番下に、「ハローワーク特区に限らず全国的に実施」と書いてありますのは、アンビバレントでありまして、今、申し上げたように書き換えてもらっても、多分小早川先生の趣旨には反しないのではないかと思います。要は、ハローワーク特区よりも下げたものをやるわけではないと思うのです。ハローワーク特区以上の権限と内容をつくって全国に広げるということでありましようから、そこをはっきりとアピールをしていただいた方が我々としても有り難いかなと思います。

また、厚生労働大臣への申立てがファイナルかどうかというのは、これは正直、いろいろな議論があると思います。最後は訴訟も含めて、不服申立ての手続がはっきりしていれば、それは地方側もある意味やりやすいということにもなりますし、これから、ポイント2の方にありますように、地方版ハローワークをつくることとなると、国と地方がそれぞれ役割を果たしながら、このハローワークという事業をやろうということになりますので、それはそうした新しい時代にふさわしいような、国、地方の意見の調整手続というのは本来必要なのだろうと思います。その辺は小早川部会長が御専門でございますので、また今後御教示をいただければ有り難いかなと思います。

「はたらけど はたらけど猶 わが生活 楽にならざり ちっと手を見る」。石川啄木

の歌にありますように、昔からワーキングプアのような課題というのは、この国はあったわけです。それが今、一億総活躍社会であるとか、子育て環境の整備をはじめとした地方創生であるとか、今の時代の解決策としても、この問題へのアプローチが避けて通れません。そういう意味で、職業紹介、ハローワークというのは非常にバイタルな、地方のそれぞれの現場における行政サービスなわけでありまして、それを住民に身近な所で提供する。それによりまして、利用者の立場に立ったハローワークの改革を行うこと。これは国民の利便にもかきないますし、企業の利便にもかきないことだと思ひます。ですから、是非その内実を今回の改革でやっただけいただければと思ひます。

いみじくも、石破大臣がこの議論の最初におっしゃったように、もういいかげん解決すべきだと、利用者の視点に立って解決すれば答えは出るはずだ、そういうようにおっしゃったのは誠に至言でございまして、そういう立場でこれから最後の仕上げをいただければ有り難いなと思ひます。

別紙3の方が多分見やすいと思ひますので、この図柄を見ながら、若干コメントをさせていただきますと思ひます。

この今回の内実のポイントは、また部会長の方からそうだとすることでコメントもあれば有り難いですが、1つは、先ほど申しましたようなハローワーク特区を全国で展開するということ。あともう一つは、地方にハローワーク設置権限を認める、地方版ハローワークというものを認めるということだろうと思ひます。

それで、この図柄で若干我々が気になる所は、右側の方の地方版ハローワークの創設というのは、非常に有り難いわけでありまして。これは、魂を入れることを最後のこれからの法制化の中、あるいは制度化の中でやっただけいただきたいということ。地方版ハローワークが国同列の公的な無料職業紹介、すごく我々としても受け入れやすいと言ひますか、頑張ろうという気になります。

ただ、ここに括弧書きでわざわざ添えてあるのです、「国への届出・監督の廃止」。これが、多分最近報道があつて、従来と制度が変わらないのだという趣旨の報道があつたりしますが、そうであると全然意味がない。単に法律の上での国への届出・監督を廃止するというだけで従来と変わりませんよというのだったら、こんなハローワークをつくる意味はないということになります。地方がちゃんと住民のニーズに基づいて、企業の立地、例えば企業誘致をして、これだけの雇用が生まれます。早速、そのための雇用を用意しましょうとか、あるいは地方において、ここで企業でこれだけ用意するけれども、福祉や医療でもこれだけ用意しましょう。農業の方でもこうやりましょう。総合的な雇用の受け皿づくり、働く場をつくりましょうというようなこと、あるいは住宅政策と絡みながらやっっていくようなこと、移住と絡みながらやっっていくようなこと、そうした展開ができなければ意味がないわけです。ですから、単なる法律の規定をちょこちょこいじって、それで終わりだというのがここに見え隠れしているのであれば、それは多分この分権の会議の趣旨ではないと思ひますので、魂が入るようにしていただき

たいということです。

真ん中の辺りに、「指示」と同等の知事の権限ということで書いてありまして、「法律上の関与」とあります。この辺は、先ほどもお話がございましたように、従来、ハローワーク特区ですと、「指示」という言葉がありました。これを、ここに書いてくださうようなことで「関与」ということになったとき、これが従来のハローワーク特区未満のものであってはいけません。以上のことにしていただかないと意味がない。そのことを是非御理解いただければと思います。

大臣への申立てというのも、これは、労働局に申し立ててもらいが明かないので大臣に言っても、大臣の所にも労働局がレクしていて結局意味がないというのではしょうがないので、もちろん訴訟などの手続もあるでしょうから、そこを考えながら、不服申立てが狙いどおり行われるような制度設計を最後に詰めていただければと思います。

その次の所ですが、「財政支援」という言葉で国の支援があります。これは、我々のイメージからすると、財政措置なのかなという感じがするのです。地方にこれだけの仕事をやるということで、国の制度としてつくるわけでありますから、もちろん、地方財政上の措置も含めてということになろうかと思えますけれども、国としても、そうしたことが地方側にでもできるような十分な措置をしていただく必要があるだろうと思えます。

その次の所です。矢印の下の所がありますが、「法律に基づく情報のオンライン提供」と書いてございます。これは、何があるかと言いますと、実は今、地方でも同じようなことをやっている所もありまして、ただ、十分にリアルタイムの情報をくれない場合があるのです。これは、結局現場で折衝してだんだんと認められているというような実情もあるのですけれども、ですから、法律に基づいて、情報を頂けるということを保証していただきたいということです。

具体的に言いますと、いわゆるバッチでくれるというのが当たり前だったのです。フロッピーディスクだとかCDだとかそういうので持ってきて、それで情報をもたらえる。それは、更新しなければ意味がないわけでありまして、しかし、例えば求人情報にしろ、求職情報にしろ、オンラインでみんな登録してくるわけでありまして、それを地方に渡すときにはタイムラグがあったりする。また、情報のアクセス制限があったりします。

ある程度のことはやむを得ないこともあるのでありましようけれども、例えば以前も議論させていただきましたのは、これはブラック企業だよという情報を労働局が持っていた場合、我々がそれを知らずに職業紹介ができるということで紹介したらブラック企業だったということでは意味がないわけです。ですから、そういうようなことを考えていただきますと、国が労働局でやっているのと同じようなハローワークをつくることを認めるのであれば、同じ情報を共有できるようにしていただきたい。我々は、もちろん守秘義務は地方公務員法上かかりますし、もし必要なら特別の守秘義務をかけていただいても結構であります。ただ、我々がやりたいのは、住民のために、あるいは企業のた

めにいい仕事がしたいということでありまして、そのところの同等なレベルを与えていただきたいということです。

雇用保険の認定について、これはよく分からないところだと思います。実は、ハローワークには幾つかの仕事がございまして、そのハローワークの仕事は、1つは職業紹介であります。あとはもう一つ、雇用保険上の事務があるのです。例えば、失業給付の認定だとかということです。ハローワークに来られる方は、その認定がもらいたくて来る人というのがいるのです。それから、場合によっては、その認定を得たり給付を受けるために一定の研修を受けなければいけない。その研修を受けるためには、ハローワークの指示がないといけません。そういうような仕組みも内在されていたりします。

それが、国ハローワークと東京都ハローワークがあって、東京都ハローワークに行くと失業給付がもらえないということになった場合に、結局、職業紹介でこちらに通いたいのですけれども、またもう一回、別の遠く離れたハローワークに行かなければいけないというばかげたことになるわけです。それが、我々の所で独自にハローワークに準じるような行政サービスを提供し始めた場合に、そこに苦情が来るのです。私ども鳥取県でも2か所、そういうハローワークが潰された所、お取り潰しにあったハローワークの後に我々で独自につくったハローワークがあるわけですが、そういう所は、そうした今までとは違って、こういう認定業務がないということで不平があったりします。

最近では、また労働局さんと協定を結んで、我々のハローワークでもそれができるように、人を1週間に何回か派遣するというようなことを始めたのですけれども、ことほどさようでございまして、事務自体はそんなに難しいことではありませんから、このところは認定等の実施ができるように、それは十分な御配慮をいただきたいということです。

そして、小早川先生が最後におっしゃっていましたが、具体的な中身をつくる時に、地方としっかり協議をしていただきたいということです。大枠としてこういうことであれば大きな前進になると思いますが、それが本当に住民や企業のためにやりやすい制度になるかどうかは現場が知っていますので、地方と協議をした上で最終的な詰めを行っていただきたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

平井議員からは、この文書を今後具体的に展開していく上での様々な御注意を頂いたと思いますので、この点は心しておきたいと思います。

ほかはいかがでございましょうか。

どうぞ。

(小早川座長代理) 平井議員から多岐にわたっていろいろ御指摘を頂きまして、幾つかについてコメントさせていただきたいと思います。

1つは、このポイント1の捉え方です。これはハローワーク特区の実績を全国化することだろうとおっしゃいました。それは間違いではございません。ただ、表現として、

そういうようにおっしゃっていただいても一向に構わないと思いますが、全国化といっても、法令で一義的に決めつけてしまうのではない、個別の協定でもってそれぞれ仕組んでいくということもあります。それが、活用「できる」枠組みという表現になっている、そういうことであると思います。また、内容的に特区の実績を下回らないということはおっしゃるとおりでございます、「指示」に代えて「要請」という言葉にしてありますけれども、「指示と同等の権限」ということで押さえたつもりでございます。それが1つです。

地方版ハローワークに関しての、国への届出や各種の監督を廃止するという問題について、その辺の具体的なところがどうなのか、文字面だけではないか、これまでと変わらないのではないかという報道があったとかおっしゃいましたけれども、私は存じませんが、もしそんな報道があるとしたら大変心外なことでございます。これは、国と同列の公的な立場での職業紹介ということですから、具体的な制度や運用もそれに見合ったものであることが当然必要だろうと思っております。これは言わずもがなだと思います。

あとは、報告書と別紙に書き込んだつもりでございますけれども、平井議員から御指摘のありました、例えば、オンラインの情報提供の話とか、雇用保険の認定、職業訓練の指示についての国の側からの職員の配置なり何なりの配慮などが、実際にしっかり行われるようにということは、国の側で報告書の趣旨を踏まえて十分対応していただけるものと私は理解しておりますし、期待しているというか、当然そうなるであろうというように考えております。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございますでしょうか。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) お時間ありがとうございます。

今回は、地方分権改革有識者会議の雇用対策部会の中に参加させていただきまして、大変勉強させていただいた次第です。ここまでの報告書の案を取りまとめいただきました関係者の方々に深く御礼を申し上げる次第です。

今も既に大事なポイントについて、小早川部会長、また平井知事との間の協議にも幾つか出てまいりましたとおり、こちらに示されました案というものが今後実質化されていく際に、国と地方が十分に協議されて、実現可能で、かつ住民の利益を最大化するような制度となるように祈ってやまないばかりです。

こちらの報告書の別紙1等にも示されましたとおり、私は地方分権改革有識者会議から参加させていただいたということで、これからの時代、人口減少が進む中で、地方が自分たちの地域について頑張るということになるべく支援する。こういった形であれ、それを推進していくということが1つの柱、方針となっております。しかしながら、

国と地方との協議を拝見していきますと、この雇用対策やハローワークの業務については、国から地方へ全面移管するとなると、そこについては今後も課題や検討するべき点があったということが指摘されたということは、この雇用対策部会においても展開されておりました。

したがって、国が行う役割と言いますか、例えば、全国の情報ネットワークであるとか、あるいは失業保険、雇用保険の部分でありますとか、また緊急時、大きな災害ですとか、リーマンショックのような金融不安、こうしたときの国の全国的な対応策の役割というものも指摘されました。このようなことを考えますと、国の役割といった部分と、今後活躍していきたい、活躍すべき地方の側に対して、国がしっかりと支援をする。このような形が今後具体的な仕組みになっていくと非常に望ましいと考えました。

どうもありがとうございました。

(神野座長) 市川議員、手が挙がりましたが、どうぞ。

(市川議員) 雇用対策部会、小早川先生はじめ、皆さんの取りまとめに本当に敬意を表したいと思います。

まさしくこういう形でハローワークが展開されることで、求職者側にとって非常に利便性のある形になって、なおかつ、きめの細かいケアをすることで、不正受給の防止ですとか、そういうことにもつながってくることを期待したいと思っておりますけれども、1点、これから制度設計を進めていただく上で御考慮いただきたいのは、求人側の今までの、例えば雇用保険制度に絡むいろいろな手続等も、例えば我々の場合ですと、飯田橋1か所で申請手続すればそれでいいわけですけれども、これが例えば地方にいろいろと移っていく中で、そういう求人側の手続が煩雑にならないように、むしろもっと利便性が進むような形で具体的な制度の方を設計していただきたいと思っております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

どうもありがとうございました。それでは、議員の皆様方から御意見を頂戴いたしましたけれども、今後、この報告書に基づいて、より具体的に進めていく段階での御注意が多かったかと思っております。平井議員から、若干読み方を間違えられると、というような御心配があって、中身については当然平井議員のお気持ちは反映されていると思っておりますが、そこについても修文みたいな提案がございましたが、先ほどの小早川議員の御説明でよろしいですか。

(平井議員) 結構です。そこを是非記録として残していただきまして、ハローワークが国民の皆様にも使い勝手のいいものとなればいいと思っております。

あと、市川先生がおっしゃったようなことも含めて、十分な制度設計を今後図っていただければと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、雇用対策部会の報告書について、この有識者会議として了解したというこ

とにさせていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきます。長年の懸案でございました問題について、解決への基盤ができたかと思しますので、部会に御参加いただきました構成員の皆様方に深く感謝を申し上げる次第でございます。

この報告の今後の取扱いにつきましては、次の議題ですね、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針を事務局からまず御説明いただいて議論していくわけですが、その過程でまた御議論を頂戴できればと思います。

そこで、続きまして、議事の(2)の方に移りたいと思います。「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(案)等について」を審議したいと思います。

初めに、27年の地方からの提案等に関する対応方針案について、事務局から、資料2～6にわたって御説明を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

(三宅次長) 事務局次長、三宅でございます。

今、御紹介がありました資料2以下につきまして、御説明、御報告いたしたいと存じます。

まず、A4横、資料2を御覧いただきたいと思います。

27年の提案募集の経過でございます。まず、3月から提案募集を開始いたしまして、7月には関係府省への検討要請、8月には提案募集の検討と各省ヒアリング第1ラウンドをまるまる1週間、暑い夏をお時間頂きました。ゆう活も守りながらということで1週間頂きました。

この9月、この会議に1次回答の状況等を付し、さらに再検討の御要請を各省にいたしまして、石破大臣からも各省大臣に要請いただいたということでございます。10月には、上中旬にかけまして、部会での各省ヒアリング第2ラウンドを行っていただきました。これまで合計60時間余りの活動をしていただきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。このヒアリングの場で、実施の方向で合意ができたものが多かったわけでございますし、また、この論点を整理していただいた次第でございます。

そうしたものを踏まえまして、現在まで関係府省との調整を行っているということでございまして、事務折衝、政務折衝を踏まえまして、おおむねまとまってまいりましたので、本日概要を御説明いたしたいと思っております。

内閣府は、政務との関係も近くございまして、随時御相談をしながら、御指示を頂きながら進めてまいった次第でございます。

本日、この方針を御了解いただきますれば、年末の方針の閣議決定に向けて、最終調整をしてみたいと考えておるところでございます。全体の状況につきまして、まず資料3を御覧いただきたいと思います。同じく横表でございます。

対応状況でございます。詳細は精査中でございますけれども、対応できるもの166件、これには、検討して結論を得るといったものも含まれているわけでございます。今回対

応できないというものにつきましては62件、合計228件でございますので、その割合につきましては7割強で来ておるところでございます。こうした全体状況の詳細でございますけれども、今度、資料4-1を御覧いただきますと、方針の概要でございます。

こちらの基本的な考え方が1番にございまして、2つ目の○、昨年と同様であります。地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤であるということ、これは地方創生における極めて重要なテーマであるということ、これを改めて言い続けておるところでございます。そして、地方からの提案を受けまして、権限移譲、義務付け・枠付けの見直しなどを進めているということ、これを宣言いたしております。

2番で、法案の提出等でございます。法律改正を要するものにつきましては、一括法案等を28年の常会に提出することを基本といたしたいと考えておるところでございます。

2つ目の○で、たびたび議論がありましたけれども、現行規定で対応可能なものにつきましては、きちっと明確化をしているということを改めて決めております。引き続き、フォローアップということで、この会議にも御報告いたしたいと考えておるところでございます。

3番目は、移譲に伴う財源措置その他必要な支援をしっかりとやっていくということを書いております。

4番で、主な見直し事項でありますけれども、4つの柱を立ててございまして、1番目が、地方創生、人口減少対策に資するもの。

2番目が、右側にある、これまでの懸案が実現に至ったもの。

3番目が、地域の具体的事例に基づくもの。

4番目が、委員会勧告方式として対象としていなかったものにつきましての解決といったものでございます。

資料4-2が本体でございますけれども、大部でございますので、この中で主なものとして資料5を御覧いただきますと、同じくA4の横でございますけれども、こちらにまとめてございます。

一番左が、提案主体と関係府省、実現の内容、その手段が書いてございます。実現の効果、今回、右側に「分野」と入れてございます。これは前回、後藤議員からお話がございまして、資料6とのリンクの関係で、「分野」を入れまして、両方がつながるようにしてみたところでございます。

まず、地方創生、人口減少対策に資するものの主なものでございます。最初のこちら、関西広域連合から頂きました、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定主体として、広域連合も加えてほしいといったこと、こちらにつきましては、通知上、主体であることを明確化することによりまして、多様な主体による創生の施策を促進するといったことが見込まれるというものでございます。

下が、空き家への短期居住でございまして、お試し移住の場合に、旅館業法との適用関係で地方は大変心配しておりまして、こちらは適用除外となる条件を明確化することで、安心して移住施策に取り組んでいただくということでございます。貸し手、借り手、両者の意思をしっかりと団体が確認することによって明確化をしていくということでございます。

2枚目、おめくりいただきますと、これは病児保育事業を鳥取県はじめ御提案いただきましたことございまして、どうしても資格のある者が常にいなければいけないというように理解されがちでありますけれども、そういうときに迅速に駆けつけるということができれば必ずしも常駐を要件としないといったことが可能であることを明確化ということでございまして、中山間地域におきまして、こうしたサービスの提供に資するということを考えてございます。

その下が、医薬品製造販売の地方承認権限の拡大でございまして、昨年、一般用の風邪薬につきまして措置をいたしました。今般、奈良県、富山県から一般用の漢方処方製剤等につきましての御要望がございまして、こちらにつきましても県での審査を可能にするということで、新たな商品開発、早期販売ということで、国民の健康増進、地域経済の活性化に資するといったようなことを期待しているところでございます。

3枚目が、特定居宅介護サービス費等の支給対象地域の見直し促進でございまして、右側の3行目にありますように、訪問看護ステーションの展開上、通常であれば常勤換算で2.5人以上の看護師さんが要するということですが、これに満たない場合でも給付ができる所の地域の指定につきまして、早期にこの団体の意向を聴取して見直しを促進するということが、過疎地域におけるステーションの設置の促進ということを期待しているところでございます。

その下が、サービス付き高齢者向け住宅の計画策定権限等の市町村への移譲。今、県が作っているわけでありまして、市町村の判断でこうした住宅の登録の基準の強化・緩和を可能にするということで、身近な市町村で具体の判断をし、供給を促していくといったようなことで、まちづくりの推進に資するといったようなことで期待しているところでございます。

次の所が、緑地面積率の条例制定権限の町村への移譲。現在、市までは移譲されているところ、今般、工場立地法の法改正をお願いするということが、町村の判断で緑地の面積率を決めることができるということで、周辺環境と調和を図りながら、積極的な企業支援が行えるということで企業誘致の促進に資するということで想定しているところでございます。

その下が、山林・原野化した耕作放棄地の農振除外の負担軽減でございまして、右側の2行目、後段にありますように、基礎調査を行わなければいけないと理解されておったところでありまして、今般、行うことなく除外が可能であることを明確化いたしました。負担軽減とともに地域の実情に応じた農用地区域の設定が可能となると

いうものでございます。

5 ページ目でございます。富山県からございました、持続性の高い農業生産方式に係る技術の新たな追加でございます。地域に普及している技術を新たにエコファーマーの認定対象とするということで、環境にやさしい農業に取り組む取得者を拡大し、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るというものでございます。現在、3 区分17技術でありますけれども、このたびは8 件16技術の提案が実際に農水省の方に寄せられているところでございまして、拡大が期待されるところでございます。

真ん中の所、都市公園における運動施設の施設面積に係る基準の弾力化でございます。現在、都市公園における運動施設は、100分の50を超えてはならない。オープンスペースの確保という趣旨から設けられている規定でございますけれども、岐阜県におきましては、現在四十九点数%のところまで公園施設が整備されておりますが、国際競技等々の誘致になりまして新しい施設の改修が要るといったようなときにつきまして、50を超えてしまうといったことがございますけれども、今後、その基準を弾力化することを決めていきますので、地域のニーズに応じた運動施設の整備について、地域の活性化に資するということを期待しているところでございます。

その下が、地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加するというものでございまして、これは基本的には個人が借り受けるわけでありまして、学校法人が直接借り受けて学生寮として賃貸することができるようになりますので、地方大学の活性化と住宅の活用促進に資することが期待されてございます。

以上が、地方創生関連の主なものでございます。

6 ページが、これまでの懸案が実現に至ったものでございます。一番上が、診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲でございます。

右側でございますとおり、これまで指定都市には、診療所の届出あるいは病院の開設許可が下りておりました。これと一体として管理が行えるということで、指定都市における地域医療の状況把握が可能になりまして、適切な医療の提供に資することが期待されるところでございます。

その下、都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止でございます。こちらに※印がある意味は、昨年のフォローアップ案件ということでございます。法律改正をお願いできるということでありまして、現在、2 行目にあります防風保安林等々につきまして、そのうち保安施設事業等の施行が行われている所、災害防止のために斜面が崩れないような工事等々をした所でございますけれども、そうした所につきましての保安林を解除するといった手続につきまして、これまで国への同意協議が要ったというところでございますが、同意を要しない協議に直すということで、地域による自律的な土地利用に資するといったようなことが期待されるものでございます。

7 ページ目、水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止でございます。これも法律改正をお願いできるということでございまして、この環境分野は、これまで大気汚

染防止法等々につきましてもこうした改革が行われてきましたけれども、残っております水質汚濁につきましても、今般実現するといったものでございます。県がこの計画を策定する場合に環境大臣の同意を要する協議につきまして、この同意を要しない協議に直すということで、事務手続の軽減と、迅速、主体的な計画策定が可能になるというものでございます。

8 ページ、今度は、3 番目の「地域の具体的事例に基づくもの」でございます。豊田市から御提案がありました、生活保護の被保護者の電気代等の支払いの支援ということでございまして、被保護者が使用したこうしたライフラインの支払いにつきまして、金銭管理が十分できない方々につきましての支援を自立支援プログラムに位置付けて実施するというので、これをできることを明確にいたしまして、各保護の実施機関がこのようなことで自立の支援の促進をするということで、被保護者の自立に資するといったようなことでございます。

次が、九州地方知事会からございました、地方社会福祉審議会における精神障害者福祉に関する事項の審議事項化。これは、これまでこうしたことが審議会では除かれておりまして、この審議を可能にするということで、総合的な障害者福祉についての議論が可能になるといったようなことでございます。こちらについても、法改正が必要なものでございます。

次が、環境・衛生分野でございますけれども、9 ページ目を御覧いただきますと、管理捕獲従事者に関するライフル銃の所持許可の明確化でございまして、認定事業者につきましては、捕獲従事者が派遣労働者であってもライフル銃の所持許可の対象となるということを明確化するということで、これによりまして、管理捕獲事業への積極的な参入を促進し、自然生態系への悪影響と被害防止に資するといったようなことでございます。

次が、小規模給水区域の拡大による水道事業の変更認可、届出に係る需要予測の簡素化でございます。

こちらの、例えば中山間地の小さな集落の水道の施設を更新するに当たって、それよりもむしろ近隣の市町村から水道管を引いたほうがコストも安く早いといったような場合につきまして、手続を簡素化するということによりまして、小規模の集落における円滑な給水を促進するといったようなことが期待されるところでございます。

一番下が、保健所長の資格要件に係る特例期間の延長でございまして、保健所長には医師を充てるということになっておりますけれども、それ以外の者が就く場合につきまして、いろいろな研修あるいは資格、経験等で認定されるわけでありまして、そういった方が同一の保健所で4年を超えない限り、県内のほかの保健所でも引き続き保健所長として充てることができることが可能になりまして、それによりまして、現在、多くの保健所で一人が複数の保健所を兼務している状態の解消につながりまして、地域保健対策の充実に資するというものでございます。

次、10ページ目を御覧いただきますと、こちらは、施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和でございます。児童福祉施設に入所中の児童に関しまして、通常、予防接種につきましては保護者の同意が要るわけでございますけれども、児童福祉施設に入っている児童さんにつきましては、保護者の行方は分かるが連絡は取れないといったような理由によりまして保護者の同意の有無が確認できないといった場合につきましては、判断に迷うところでございますけれども、このたび、施設長の同意で予防接種を可能にするということで、感染の予防と感染症の拡大の防止に資するといったことでございます。

次が、浄化槽の設置でございます。補助事業では1戸に1基ということが基本でございますけれども、複数戸に1基の設置の要件緩和でございます。これまで、個人負担が大きくて合併浄化槽の転換が進まなかった状況がございましたけれども、市町村が土地を確保すること、あるいは1戸に1基を設置するよりも安価になるといったような前提の上で、地形等の特殊状況によらず国庫補助の対象とするということで、効率的な整備の促進、住民負担の軽減を図るというものでございます。

11ページが、防災の関係でございます。東京都から要望がございました、災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大でございます。26年に道路法は改正いたしましたけれども、臨港道路、東京都は特に、東京湾内に重要な施設等防災上の施設もありますし、臨港道路をたくさん持っておりますけれども、そうした所の管理者が災害時に放置された車両の移動を可能とするということで、臨海部の緊急輸送ルートの手滑、迅速な確保に資するということでございます。これも法改正が必要なものでございます。

12ページ、いずれも昨年のフォローアップ案件でございますけれども、開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大。開発行為の際に公園の設置を義務付ける面積基準、0.3haの下限がありますけれども、これを一定の範囲まで条例で緩和できるということで、地域の実情に応じたまちづくりに資するということでございます。下限を上げていくことによりまして、地域の実情に応じた整備ができるということでございます。

次の、市町村が都市計画の変更を行う場合の軽易な変更の事項の拡大でございます。市町村が、道路、都市高速鉄道、公園・緑地に関する計画変更を行う場合に、軽易な変更とすることの可能な事項拡大ということで、迅速化、負担軽減でございます。道路であれば、例えば中心線の振れが100m以内、延長が1km以内、そういったものにつきましては軽易な手続でできるところでございます。

次、土木・建築の分野、13ページを御覧いただきますと、豊田市から御要望がありました、国、都道府県、建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の規制緩和でございます。こうした市町村の倉庫等の公共建築物につきましては、一律に定期点検の対象とされておりました、これを市町村の判断によりまして、安全配慮の必要に応じて定期点検の対象からの除外が可能になるということで、行政の効率化や建築行政の充実に資するといったものでございまして、こちらも法改正が必要なものでございます。

最後でございますけれども、委員会勧告方式では対象としていなかったものとしまして、公営住宅の一部入居者に対する収入申告方法の拡大でございます。公営住宅の方は、家賃決定に際しましては毎年度収入申告が必要でございますけれども、認知症患者さん等につきまして、なかなかそうしたことができないという場合がございます、高い家賃が適用されてしまうところ、職権認定などを導入することによりまして、申告漏れによる家賃の負担の増加を回避し、こうした方々の保護に資するといったようなことでございます。こうした主なものを御紹介いたしましたけれども、何とか成果に結びつけるものが出てきたかなというように思っているところでございます。

あともう少しお時間をいただきまして、資料6を御覧いただきますと、26年、昨年の対応方針のフォローアップの状況でございます、このうち、27年あるいは27年度中に結論を得るといふものの状況でございます。27年は、もう少し12月がございまして、まだ検討中のものも多うございますけれども、半数近くが結論が出て、何らかに対応する方向でございます。また、1件につきましては、対応困難ということが出てきてございます。

主なものを御説明申し上げますと、3ページ目をお開きいただきますと、上の所、指定検査機関の権限移譲でございます、食鳥検査につきまして、これは県や保健所設置市あるいは特別区といった所に移譲をしていく結論となりまして、これは法改正が必要でございます、また一括法の方で措置をしていくことになろうかと思っております。

その下の、複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲でございます。農水省関係の組合につきましてのものでございまして、こちらは政令を改正し、29年中には移譲といったようなことで措置が進む予定でございます。

次のページからリサイクル関係が多くはまっております、こちらにつきましては幾つかございますけれども、権限移譲というよりも、国と地方の連携強化によりまして、それぞれの役割を發揮できて、それぞれの目的が達成できるようにするというものでございます。

11ページを御覧いただきますと、上の所、商工会議所に係る権限移譲でございます、こちらは26年、前回法改正で定款変更の多くを届出制に変えまして県の方に移譲したわけでありまして、残りの部分につきましては、こうした法律の施行状況などを確認し、また、日商を通じましての各地の商工会議所の意見も判断いたしまして、移譲につきましてなかなか難しいのかなということでございます。

現在、目的、名称、地区といった定款以外の所は下りておりまして、それ以外の所全てということになりますと、商工会議所の方の意向としましても、国とも連携をしたい、かつ、地方とも連携をしたいということで、両者との関係を大切にしたいということもございましたので、経産省の方の判断といたしまして、今回は非常に難しいということでございまして、事務的にもやむを得ないのかなと思っているところでございます。

12ページ、国際観光ホテルの関係でございます、これの登録制度の在り方について

検討ということでございましたけれども、昨今の外国旅行者の増加など、取り巻く環境は大きく変化しておりますので、そうしたものも入れましての検討を行う必要があるようになったということで、状況変化がございましたので、28年中に結論ということで1年、もう少し抜本的な検討をしていただこうということで、上書きの方針ということでやむを得ないかなと思っているところでございます。

18ページ、町村の都市計画に係る県の同意の廃止につきましての議論でございまして、27年中に結論を得るということでございましたけれども、協議そのものの制度趣旨にのっとった留意事項の定着状況を踏まえまして、30年までに市町村の自主性を尊重する観点に留意いたしまして、廃止を含めた結論を得るということで検討を進めたいと考えているところでございます。

20ページ、社会医療法人の認定要件緩和。こちらにつきまして、法律改正で対応をしていただいたということで措置が進んでいるところでございます。

23ページ、土木・建築関係でございますけれども、公営住宅における寡婦（夫）控除のみなし適用ということで、非婚の母、父につきましても控除の対象とすることが施行されております。

その一番下の、公共下水道の設計者等の資格につきましても、下水道の経験を緩和することで政令改正を措置済みということでございます。

最後、24ページ、前々回、平井知事の方からも御指摘がございました、過疎地における市町村の旅行業登録要件の地域限定旅行業のことでございますけれども、これも27年結論でございましたが、今年の提案でも、民間が営む場合の緩和の要望もございました。また、規制改革実施計画でも検討を決めたところでございまして、そうした官、民あわせでの旅行業につきましての検討をすることが必要になったという状況変化がございましたので、そうしたものを含めまして28年中の結論を得るといったことで考えているところでございます。

以上がフォローアップの状況でございまして、引き続き27年、27年度中のものにつきまして、しっかりとフォローアップをしてまいりたいと思っております。

あと参考資料の方は、現行規定により対応可能であり、通知等により周知を図る案件でございますので、また後ほど御覧いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

（神野座長） どうもありがとうございました。

要領よく御説明いただきましたことに感謝申し上げる次第でございますが、さらに、提案募集検討専門部会の皆様方、事務局の皆様方の御尽力に敬意と感謝を申し上げます。

それでは、今、御説明いただきました対応方針につきまして、御審議いただければと思いますので、御意見あるいは御質問のある方、御発言いただければと存じます。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) ありがとうございます。

このたびも提案募集によりまして、非常に政務の皆様、そして事務の皆様頑張ってもらっていただきまして、ありがとうございました。福岡副大臣、また牧島政務官、さらには石破大臣も動いていただきながら、大分前に進んでいるということでございます。去年よりも打率が上がってまして、72%、何らかの形で対応ができたということでございまして、何か五郎丸選手を見ているような気がいたします。できれば、五郎丸選手ほどに全部決めていただけるともっと有り難いのでありますけれども、この点につきまして、感謝をまず申し上げたいと思います。

若干この内容についてでありますけれども、是非また丁寧に、特に認められない案件については説明をしていただきたいと思っておりますし、また、反論の機会があるのであれば、来年またもう一回来い、でもいいかもしれませんが、そうした再挑戦のこともお考えをいただくと有り難いなというように思います。

役所は役所の論理で各省庁しゃべっているわけでありまして、内閣府の先生方、事務の皆様で一生懸命に反論してくれて押し戻してくださって、以前聞いたよりもこのように実現率は高くなってきているのは、正にその成果だと思っております。

我々は現場でやっております、それぞれ理由があってしていることございまして、そのことをまた丁寧に聞いていただきたいと思っておりますし、特に、なぜ認められないのかということについては、説明いただけないとなかなか我々の方で、中でおさめるのが難しいというような事情もございまして、その辺を御配慮いただきたいと思っております。

例えば、幾つか言えば、この中で今回、中山間地で訪問看護ステーションであるとか、あるいは病児病後児保育、専門家の看護師さんだとか、そういうものがないと駄目ですよということではがんじがらめにされますとできなくなってしまうわけです。そもそも人がいませんし、2.5人確保しろと言っても無理でありますから、そういうところを我々の方で主張させていただいて、これを内閣府でかついでいただいて、認めていただいて、結構いい数字になったと思っております。その意味で、本当に今回、成果については評価させていただきたいのですが、片方で、例えばどういうことかと言いますと、保健所の件で、埼玉県の例が先ほどありました。そもそも保健所長に医者がならなければいけないのかどうかということがあられるわけです。

保健所長は行政権限として、例えば食中毒があった場合の対応をするだとか、そういうものがありますけれども、お医者さんが組織のどこかに関わっていれば、医療的な知識はあるはずだというのが我々現場の感覚なのです。今回、こういう形で認めてはいただいているのですが、本来の本質のところは、そういう必置規制と言いますけれども、保健所長が医師であるという必置規制が果たして現代社会に必要なのかどうかです。多分実態が余り広く知られていないのではないかと思います。保健所に来るお医者さんというのは、普通のお医者さんが来るわけではないのです。いわゆる公衆衛生という特殊な医学部の中の教育を受けられた方が回ってくるのですけれども、そもそも層が薄い

です。公衆衛生はもうかりません。保健所長を目指して医学部に入る人はいませんから、内科だとか外科だとか、そういうことを皆さん一生懸命されるわけでありまして、そもそも人材の確保は難しいです。役所の中の事情で言えば、ごく限られた人数しか採用されませんので、その方々がずっと同じポストをやっているというのは、ある意味、いろいろな課題が発生しかねないところでもありますし、人事政策上も難しいところがあるわけです。ただ、世の中にはごまんと医者がいるわけですから、そのお医者さんを活用すれば本来保健所は回るわけでありまして、そういう制度設計自体の問題が例えばあるのだということです。

先ほど三宅次長が遠慮がちにおっしゃいましたけれども、継続案件で1つ認められなかったのが商工会議所のことでありまして、市川先生がいらっしゃる前で恐縮ではありますが、多分役所の手が回るのです。商工会議所の反対があるからということで書いてあります。確かにペーパー上は出たのでしょね。だけれども、これはいろいろとそこの辺の裏の事情もよく考えていただく必要もあるのかなと思います。

例えば、今回我々も驚いたのですが、雇用部会で小早川部会長のように公平な方が見てくださいるので結構なのですけれども、最初に雇用部会でヒアリングをされたときに、厚生労働省さんが何を持ってきたかという、この分厚いものの116ページに現物があるから見ていただいても結構ですが、都道府県の人たちは88%がハローワークの移管は望んでいませんと、そういうアンケートをまとめてこられたのです。実は、同時進行で我々、首長さんにアンケートをとっていたのです。それを後日提出させていただいて、それがこの報告書の95ページに入っていますけれども、91%がハローワークを移管してくれと言っているのです。正反対のデータが出てくるのです。

多分いろいろな事情があるのだと思いますけれども、そこら辺は役所も賢いですから、額面通り受け取るかどうかというのは賢い先生方で、委員の皆さんでよく見ていただければ有り難いかなと思います。今回こういうことで提言がまとめられていますので、この内容に直接今、全部だめだとか異論を申し上げるつもりはありませんけれども、今後進めるときに、よくそうした事情も見ていただきたいということです。

また、今回、関西広域連合を地方創生の計画の策定主体として認めていただいたのは大変に有り難いと思います。ただ、片方で、ある役所が、広域連合というのは、これは安定的な自治体ではないので、権限の移譲はだめだと言っていた省もありました。これに結構、関西広域連合の皆さんが反発を強めていまして、そもそも広域連合というのは、地方自治の先生方が多いのですけれども、地方自治体の中でもスーパー自治体と言われるものでありまして、国に対して権限移譲を求めることができるという権限まで定められている自治体なのです。それが安定的な自治体でないというように国の役所が平気で書いてくるわけです。断る理由だということだと思いますけれども、そういう意味で、いろいろな省庁とのやりとりには、我々地方側としてはうなずけないところも出てくるのも事実です。

ですから、今後、進め方として、できればこの委員会で地方の現場のヒアリングをやる機会も、今回は大分合理的にということでしたけれども、是非そうしたルーティンもまた復活するとか、全面的に難しければ工夫をして復活する。このルーティンを決めてもらった方が五郎丸のキックもゴールに決まるということでございますので、そうした地方側の意見の聴取というの、また今後配慮していただければと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

私どもの会議を含め、今後また事務局、さらに政務の皆様方のこれまでの御尽力に感謝しつつ、一層御奮励いただければということになるかと思いますが、こちらの進め方等々については、また次のステージで考えていきたいと思っております。

ほか、いかがでございましょうか。

高橋構成員、どうぞ。

(高橋部会長) どうもありがとうございました。

事務局、それから政務の先生方にも御尽力いただきまして、こういう結果になったことを改めてお礼申し上げたいと思います。

2年目に入りまして、この提案募集方式、大分、定着してきたのかなという気がしています。1つは、事務局に事前相談していただいて、御提案の中身を具体化、さらには実現可能な方向での内容に修正していただいたということが成果につながったと思います。さらに言うと、受け止める省庁の方も前向きに、部分的に実現できなかったこともあるかもしれませんが、前向きに御検討いただいたと思います。この点が、去年に比べて雰囲気が大分違った、というのが実際の作業に当たった人間としての感想でございます。

そういう意味では、地域の自主性であるとか、さらには地域の実情に基づいて地方公共団体の方から提案がされて、それを省庁に取り持って実現するルートが確立したということでありまして、これは大きな意味があるのではないかと考えています。手前味噌かもしれませんが、そのように思って仕事をさせていただいている次第でございます。また、新たに高橋構成員と野口構成員にお加わりいただきまして、貢献いただきましたし、さらに会議からは小早川議員、勢一議員も御活躍いただきました。さらには引き続きの伊藤構成員にもお仕事していただきまして、お礼を申し上げたいと思っております。

今、平井議員から幾つか御意見を頂戴いたしました。この辺はかなりの部分は実現したとは言っても、省庁とのいろいろなお話し合いの中で、部分的には折り合ったというところもございます。その辺について、どのように提案団体にもしくは地方団体全体に説明していくのかという点につきましては、今後また事務局とも御相談しながら考えていきたいというように思っております。

それ以外のいろいろな御指摘につきましては、来年に向けて課題を残したということで、前向きに受け止めて、引き続き頑張らせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(神野座長) 野口構成員、何かいいですか。

(野口構成員) ありがとうございます。

今の高橋先生のお言葉に尽きるかなと思っていたのですけれども、先ほどハローワークの小早川先生の御報告を伺っていて、協定という手法のところ、関連する主体が一緒に考えて推進し、目標の達成を図るという手法自体にすごく工夫があるなと思っておりました。先ほど高橋先生は手前味噌とおっしゃいましたけれども、今回の議論を振り返ってみると、正に関連する主体が一緒に考えて推進し、目標の達成を図るためにはどうしたらいいのかを考えるという点において、協定的な手法の要素が組み込まれていたのではないかと、そこが今回の検討の部会の議論だったのかなと思っています。

振り返って、丸めて評価をすることは難しいかもしれないのですけれども、確実に地方が元気になる分権が進んだのではないかと考えております。貴重な会議に参加をさせていただいて、本当にありがとうございました。

(神野座長) 伊藤構成員、何かコメントはございますか。

(伊藤構成員) 私も先ほどの高橋部会長の感想と全く同じ意見を持っております。先ほど平井議員からの御意見で、各省との平行線をたどってしまったようなものがあるということで、やはりそれは昨年度に引き継ぎまして、一部の案件についてはどうしても折り合えないところがございました。これはなかなか理屈で通すというのも難しいということを改めて感じております。

ただ、各省も今年度は非常に御協力いただきまして、データに基づいて議論をすることができたと思います。その際、各省の側でとってくるアンケートと、こちらの事務局にお願いして出てくるアンケートで全く中身が異なるということがございました。ただ、議論の仕方のベースみたいなものが少しずつできてきていると思います。解釈が相当違いますとか、アンケートのとり方に関して議論ができる。さらにそこから詰めて協議ができるというような方式が少しずつ手法として定着しつつある、と言うと語弊がありますが、そういう議論のベースが少しずつできてきたのではないかとこの感想を持っております。

(神野座長) 大橋構成員、何かございましたら。

(大橋構成員) 終わってみますと、平井議員から御指摘があったように、実現できなかったものについての思いがいろいろよぎるのですけれども、この制度自体は、地方公共団体で現場を預かっている方が日々感じている問題発見能力に非常に負うところがあって、その問題発見されたものを何とか制度につなげていくということだと思えます。そうしますと、問題発見されたものが制度改正に耐え得るような立法事実になるくらいの問題発見なのかという、そのところのつなぎのところがうまくいかなかったところがあるので、これは現場と委員会との共同作業かなという気がいたします。

あと、事務局の方に非常に詳細な調査をやっていただいたおかげで、作業がこれだけ進んだのだと思います。

私が見ている、作業の段階で事務局の方は非常に一生懸命作業されている中に、地方からお見えになっている研究員とか、そういう方も一緒になって奮闘されていて、そうしますと、この場合は、将来の人材養成の場にもなっているのかなということも感じておりました、問題解決プラスアルファの可能性もある作業なのかなと思いました。

以上、感想でございます。

(神野座長) 勢一議員、お願いできますか。

(勢一議員) 昨年度に引き続き皆様にお世話になって、部会に加えていただきまして、無事に2年目を終えられたことを感謝いたしたいと思います。

全体的な感想としては、高橋部会長、伊藤構成員がおっしゃったとおり、私も同じように感じておりまして、制度として浸透してきて、府省とのやりとりの中でも理解が進んできたところは、2年目に至っての成果ではないかと感じております。

今回、私自身が非常に有り難かったのは、最初の提案をしてくれた団体の意欲的な提案に加えて、追加でその提案に賛同する団体からの支障事例をたくさん出していただいたことです。声をたくさん出していただけたおかげで、こういう問題が固有の自治体だけではなくて、全国的に問題になっている状況をデータを含めてお示しさせていただくことができましたので、部会での議論をかなり支えていただいたと感謝している次第です。

もう一点、2年目に関わって改めて実感しましたのは、地方の現状とニーズが多様であるということです。ある特定の分野での支障というのが、特にそういうことを感じていない自治体も多数あれば、どうしてもそれが対応しなければ地域としては困るというような自治体も幾つかある。このようなときにどういう手立てを講じて、困っているところを支援することができるのか。ここには、法律で一律に分権することでは対応できない部分がたくさんある点を実感した次第です。

これから、地方創生、人口減少の中でいい地域にしていくためには、やはり地域の多様性を個性として活かせるような制度の支援が、まだ引き続き課題になるかと感じております。

とりあえず以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

小早川議員、どうぞ。

(小早川座長代理) 皆さんおっしゃったとおりかと思います。私も提案募集検討部会に加えていただいて、また今年もいろいろ勉強させていただきました。感慨めいたことになりましたけれども、分権改革が進んできて、ここまできたのかなと思いました。行政の現場でいろいろな違和感があって、従来ですとそれが中央への陳情ですね、それからあるいはもう一歩進んで要求というところまでは行くのですけれども、こうしたらどうかということ提案する。陳情から要求、それがさらに、その域を超えて提案というところ

ろまで、多くの都道府県、市町村が、自治体がそれなりの案を引っ提げてくるようになったということで、感慨深い思いをしております。

ただ、更により提案をしていく能力を、更に磨いていただきたい。能力が高まればまた提案も更にポイントを突いたものが出てくるだろうと思います。なかなか関係者は、正直申せば私どもも含めて、あるいは事務局の方がもっとそうなのですけれども、大変な労力の要る話ですが、しかし、自治体の皆さんがますます能力をつけていていただきたい、それで全体がうまくいくのだろうと思っております。

(神野座長) 市川議員、何かございましたら、どうぞ。

(市川議員) 私も今年初めて参加させていただいたのですけれども、各府省とのやりとり、あるいは現場から出てくる御意見、非常に広範囲にわたるもので、本当に議論の中身を詰めていく上で御苦労されたと思います。

その中で感じましたのは、1つ、先ほど手法の話が出ていましたけれども、捉え方と言いますか、手法というのがかなり現場と府省とでは捉え方の切り口が違うのだなという部分が議論の中身を読ませてもらって感じたというのが1つあります。そういう意味では、こういう機会を通して、ある意味では国の考え方の本質的な部分を引き出すという意味でも非常に価値があると思いますし、同時に現場で何が起きているかということを知るという意味では、このやりとりというのは非常に貴重だと思います。

その意味で、検討部会の皆さんが御意見を出される部分は、非常に細やかな気遣いで御意見を出されている。そして、その後、第2の回答なり、新しい建設的なアイデアが出てくるという意味では、本当に素晴らしい仕組みが動き始めたなというように感じております。

あとは、今回こういう形でいろいろとりあえず成果と言いますか、プロセスが進んでいますので、これが実際に実行されていった後の成果。今回、事例集というのを私も申し訳ないですが、初めて読ませていただきましたが、非常に素晴らしい報告書だと思いますので、是非今回の結果に関しても事例集という形で取りまとめられると同時に、それぞれの関係する府省あるいは自治体において、成果についての議論、PDCAもしっかり回していく。そういう仕組みも是非今後は御検討いただきたいと思います。

(神野座長) 谷口議員、何かございますか。

(谷口議員) 先ほども雇用対策部会の方でお話をさせていただきました、誠にありがとうございました。今、先生方がおっしゃられたこと、また、事務局の方からのこれまでの御対応からも、本当にそれに尽きると思います。今、先生方から伺った点では、少しかような枠組みが定着してきているのかなということでした。今後、フォローアップですとか、また取組の評価ということも含めて、次の段階の取組のベースというものが練られていくと思いますので、また微力ではございますが、参加させていただきたいと思っております。

(神野座長) 平井議員、何か追加してあれば。

(平井議員) 本当にありがとうございました。今も各先生方から御苦勞のお話もお伺いし、私ども地方団体が日々悩んでいることを共有していただいているのだなと本当に深く感謝をいたします。

是非、地域をよくするためにどういう行政スタイルがいいのか。もう正直、これはどここの省の何々課がやらなければいけないという時代ではないと思うのです。一番ふさわしい人が一番住民の声を聞いて現場で処理していく。そういう体制を作っていくのが地方分権になると思います。あわせて、地方分権は、それについて住民が参加して、その制度設計ができるどころ、その意思決定に参加するデモクラシーのシステムがやはり現場にありますので、これも各府省のようにどうしてもずっと迂遠なところを通してデモクラシーが入っていくところとは違いますので、その辺は基本的には地方でできることは地方でという補充性の原則をまた一層、徹底して確保していただけると有り難いなと思います。

ピノキオが星に願いをとということで、その時計屋の職人がパペットを作って、この子が子供になったらいいのになということをお願いしたらそれがかなったわけでございますけれども、今日も皆様に一つ一つの小さな願いかもしれませんが、地方団体の願いというものをかなえていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

(神野座長) ありがとうございました。

一当たり議員の皆様方に御意見頂戴いたしました。この件についてお取り計らいを伺う前に、少し前提となるべき事項を御承知置きいただければと思います。

第一でございますけれども、この対応方針のうち、ハローワークの部分です。これは本日、小早川議員から御説明いただき、さらにここで御了承いただいた雇用対策部会の報告書、これを基に厚生労働省等々と調整しながら、事務局において対応方針を作成していただくということをまずお願いするというのが第1点でございます。

第2点でございますけれども、資料6の先ほど三宅次長から最後に御説明いただいた所です。平成26年対応方針のフォローアップの状況で、引き続き検討中とされているものについては、年内及び年度内に結論が出るように、事務局において引き続き調整につき奮励努力していただくということになりますので、来年以降もフォローする必要があるもののうち、今回、対応方針に加えるべきものについては加えるということをしたと考えております。この取扱いについては、私の方に御一任いただければと思います。

加えて、第3番目でございますけれども、本日の資料にはございませんけれども、平成27年の提案の中で、予算編成過程で検討を求めた提案がございます。これについては、予算編成後に最終回答を取りまとめるということにならざるを得ませんので、そのようにしておりますので、これにつきましても私の方に御一任頂戴できればと思います。

2点、御一任を頂戴するということを含めてでございますが、今、言いました私の方に御一任いただくということ等々を前提として、今回の対応方針案を御議論いただいて、

私としてはほぼ皆様方の同意が得られていると考えておりますので、有識者会議として了承したということにさせていただければと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

どうぞ。

(平井議員) 大賛成でございます。その上でありますが、先ほど小早川部会長もおっしゃっておられましたけれども、これから厚生労働省と内閣府でハローワークにつきまして、その権限移譲の中身を詰めるという調整をされるそうではありますが、その際に地方の代表者も預からせていただく形にできれば有り難いと思いますし、この経緯をよく御案内いただいています小早川部会長はじめ、そうした先生方にも御指導いただきながら進めるという、もちろん、そういう方針だと思いますが、そのことを確認させていただければと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

御提案、承ったということにさせていただいて、しかるべき対応をさせていただければと考えております。

今、申し上げましたように、以上を条件として御了承いただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(神野座長) それでは、御了承いただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

今後でございますけれども、政府におかれましては、私どもの今日の議論等々を念頭に置きながら、政府の方の対応方針の決定に向けて、各府省との最終調整を伏してお願いを申し上げる次第でございます。

以上で本日の主要な案件は終わったのですが、引き続いてその他の所に関わることでございますけれども、農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準等、地方分権改革事例集及び地方分権改革シンポジウムについて、お手元に、今、6番まで説明していただいているわけですが、7からも説明がございまして、事務局から資料7-1から資料9及び卓上配布資料として皆様方のお手元にある資料について、御報告ないし御説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(池田次長) 次長の池田でございます。

まず、資料7-1、7-2、農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準等についてでございます。

農地転用許可権限は、市町村に移譲することにつきましては、地方分権をめぐる長年の大きな課題で、昨年度の分権でも大きなテーマとなりまして、農地・農村部会でも御議論いただいたものでございます。

その結果、本年6月に公布されました第5次地方分権一括法におきまして、地方分権と農地の確保の両立を図るという観点から、これまでの国及び都道府県から、都道府県

及び農林水産大臣が指定する市町村に移譲することになりまして、来年4月に施行されることとなります。

今回の権限移譲が、農水大臣が指定する市町村を対象とされていることから、指定基準等の内容が重要となりまして、8月に立ち上げた検討会には、地方団体の代表と有識者、小早川議員にも加わっていただきましたが、こうしたメンバーが参画しまして、3回にわたる充実した議論を経まして、11月10日に取りまとめが行われました。この結果、農地を守る意欲と執行体制を備えた市町村を指定するという原則を徹底しつつ、その上で、個別の市町村の事情にも配慮した基準を策定できたと考えております。

資料7-1が概要版になっております。これを御覧いただきますと、A3の横長のものがございますけれども、左上に「基本となる考え方」とございまして、生産性の高い優良農地の確保の観点と、地方分権の推進の観定の双方の観点から見て適切なものとなるようにするといったことを整理してございます。

そして、下半分が指定基準でございまして、3つに分かれております。それぞれの枠の一番上の太字にございますのが、国会審議を通じまして、大臣から御説明している基準の考え方とございまして、指定の基準というのは、これらを具体化したものでございます。そして、これらの基準につきましては、政令または省令で、そして、その基準を判断するに当たっての考え方については、通知として規定することになると思います。

指定基準の左側のIが、「優良農地を確保する目標を定めること」となっております。農振法に基づきまして、国が基本指針を策定し、都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定することになりまして、それぞれ農地面積の目標が定められますけれども、市町村は本来そうした目標を定めるということになっておりません。しかし、農地転用権限の移譲を受けようとする市町村につきましては、国の指針、都道府県の基本方針に沿って、最近のすう勢、農地の確保に関する施策の効果を適切に勘案し、確保すべき農用地等の面積、区域内農地の面積の目標を定めることとしております。その際には、市町村のそれぞれの事情を適切に考慮したり、積み上げて目標を設定する場合には、やはりそうした事情を考慮して判断するということとしております。

真ん中の2番目が、「農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること」としてございまして、それぞれの市町村での過去5年間の実態を見て、例えば事務処理特例で権限移譲を既に受けている所では、そうした事務の処理が農地法令に違反していないことなどがその要件となっております。

一番右側の第3が、「農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること」でございまして、この農地転用許可などを既に行っている市町村につきましては、経験年数2年以上の職員が2名以上いるということが原則となりますけれども、市町村の規模ですとか件数などを踏まえまして、その要件には例外を設けるといったことで、個々の市町村の実情に合った形にするとしております。

また、右上には指定手続がありまして、農水大臣は市町村の申請に基づいて指定基準

に適合する市町村を指定し、都道府県等が市町村に通知するということになっております。

来年4月1日の施行に向けまして、期限が非常に限られているわけですが、意欲と執行体制を備えた市町村への移譲が進んで、地域の取組を後押しすることが必要と思っております。農林水産省と協力いたしまして、説明会の開催など、市町村のサポートを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料8でございますが、地方分権改革事例集の概要というペーパーがございますが、これにつきましては、先ほど市川議員からも既に御紹介いただきましたが、地方分権改革事例集という冊子、両面コピーのものでございますが、これを御覧いただきたいと思っております。

この事例集でございますが、これまでの改革の成果を国民の皆様あるいは地方団体の関係者に目に見える形で還元するという取組の1つとして作っております、これは昨年に続いて2回目の作成でございます。今回は、こうした分野になじみのない方にも読んでいただけるように、見やすさ、分かりやすさを重視して内容の改善を図ったつもりでございます。

めくっていただきまして、2ページ、3ページ、見開きになっておりますが、ここに、今回取り上げました30の事例を掲げてございます。関連するほかの自治体の取組もコラムとして記載しておりますので、それらを含めると全部で41の事例を紹介したことになります。

4ページ、5ページは、平成5年以来、20年余の地方分権についての経緯なども簡単にまとめておりますし、そして、具体的な内容、8ページからの事例として、それぞれ見開き2ページで紹介してございます。

例えば、8ページの事例1ですけれども、鹿児島県の特養の独自の居室定員基準を取り上げまして、その背景、概要などを簡潔に記載して、成果では、具体的に利用額が下がったこととすとか、入所者の声などを記載するようしております。

そして、右下には、この分野でまた異なる取組をしております宇都宮市の事例なども紹介して、この事例集としての幅を持たせています。

今日は、コピー版ということで配布しておりますが、また正式な印刷版ができましたら、皆様にもお届けするほかに、年内に都道府県、市町村に配布しますし、後ほど御紹介しますシンポジウムでも配布したいと思っております。

来年から、また自治体職員向けの、地方分権を取り上げた研修を広く展開したいと考えておりますが、その際にもこうした事例集を活用いたしまして、この事例がほかの地域に展開したり、先ほどお話もございましたが、地方職員の問題発見能力の向上といったことにも参考になればとも考えております。またさらに、事例を私どもとしても収集しまして、こうしたものをより量も質も深め、高めてまいりたいというように考えております。

最後、資料9でございます。地方分権改革シンポジウムでございますけれども、このチラシをお配りしております。「地方創生において地方分権の果たす役割と今後の展望」ということで題しております。これも地方分権改革の成果を国民の皆様にPRしていくということ、先進的な取組を地方団体の中でも情報共有するというようなことを目的としております。昨年度は東京で開催をいたしました、今年度は京都で開催することとしておりました、来年1月13日の午後にJRの京都駅の近くで開催することとしております。大体300人程度を想定しております、一般の国民の皆様のほか、多くは恐らく自治体関係者ですとか地方議員の方々が参加していただけるものだと想定しております、現在、その募集を進めているところでございます。

シンポジウムの基調講演は、高橋提案募集検討専門部会長に御講演をいただくということとしておりました、また、パネルディスカッションには、勢一議員に御登壇いただく予定としております。

私からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告について、何か御質問がございましたら承りたいと思いますが、よろしいですね。

全体を通じて御発言があれば承りますが、どうぞ。

(平井議員) たびたびすみません。大臣が御到着されましたけれども、このたびハローワークにつきまして、新しい分権改革を実現していく道筋をつけていただきました。また、今、御説明ございました農地改革につきましても道筋をつけていただきました、長年の非常に難しい課題に、今、地方分権改革推進本部が解決策を年々カードを切ってくださっているわけであります。大臣のおなかにはドラえもののポケットがついているのではないかなと思うぐらい非常にパワーを発揮していただいております、ありがとうございます。感謝を申し上げたいと思います。

その上で、ハローワーク、先ほども議論がございましたが、これが本当に大臣のおっしゃっていたように、企業なり、あるいは住民、国民にとりまして使いやすい制度になるためには、仏を作ったわけでありますけれども、魂を入れなければなりません。制度の実質において、なるほど分権が進んで便利になったなど、それだけのパワーができたなど。それが一億総活躍社会につながる、地方創生につながりますので、これから法制化などもあるかと思っておりますけれども、その辺の仕上げを是非フォローアップしていただければ有り難いと思います。

また、農地の転用につきましても、これも総量としての農地の規模、総量は実情に即したものになることが大前提でございますし、そのような形で現場に即した制度の運用がなされるように、なお一層御指導いただければと思います。ありがとうございました。

(神野座長) ほか、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に、大変お忙しい中を万障繰り合わせて御臨席いただいております石

破大臣から御挨拶いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(石破大臣) すみません、用務が重なりまして、このような時間になりました。御容赦を賜りたいと存じます。

本日は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針案について御了承いただきました。誠にありがとうございました。

去る9月4日、前回の合同会議の後に、それぞれの大臣に対しまして、改めて閣僚懇談会におきまして、実現困難な部分が提案にあります場合にも、なぜそうなのかということ、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して、明確かつ迅速に説明し、地元側の納得を得なければならない。まず、駄目だと言って、理由は自分で考えなさいみたいな、そんな話にならないということでもあります。現行規定で対応可能でも、どうすれば可能なのかというのが分からなければしょうもない話でありまして、これを通知等々で明確に示し、具体的かつ丁寧に御説明をし、地方側の御納得を得る必要があるということで、大臣たちはさらにリーダーシップを発揮してくれというようにお願いをいたしました。

そのとおりになっているかどうかはまた御指摘をいただきたいと思っております。言いつ放しても仕方がないことで、本当にそれがそのとおりになっているかどうかまで御指摘をいただきたいと存じます。

その結果といたしまして、現在、精査中ではございますが、提案が実現するなど対応できるものの割合は、約7割となる見込みでございます。各府省の皆様方にも御尽力いただきました。ありがとうございます。

実現した具体の提案を見ますと、本年も、提案募集方式ならではの成果が上がっていると認識しております。地方創生が本格化した年でもあり、地方創生、人口減少対策に資する提案を多く頂戴することができました。

また、国が気が付かなかった事項につきましても、具体的な事例に基づく御提案をいただき、施策の前進につながったというように考えております。

今、平井知事からもお話がありましたハローワークでございますが、雇用対策部会で御議論いただきました報告書を御了承いただきまして、部会長であります小早川議員、谷口議員をはじめといたしまして、皆様方には短い期間ではありましたが、精力的に御議論いただき、報告書を取りまとめいただき、ありがとうございました。

このハローワークにつきましては、これもなかなか面倒な話でありまして、労使ともにそれを望んでいないとか、あるいは国際条約はどうだとかいろいろな話があれこれありまして、長年これはずっと議論が続いてきたものでございます。しかしながら、この際に、決着を図らねばならない。何をやっても賛成論と反対論は当然あるわけですが、議論をいつまでしておっても仕方がないということだと私は考えておりました。

そのようなことで、雇用対策部会の検討結果を踏まえまして、速やかに厚労省と調整をし、利用者の利便性向上を第一義として、結論を得たいというように考えております。

このハローワークの地方移管も含めまして、政府といたしましては、本日の御議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議における対応方針の決定に向け、最終的な調整を進めてまいりたいと存じます。

農地転用もそうですし、全てそうなのですが、権限が移譲されるということは、当然の話ですが、責任も移譲されるわけでありまして。そうすると、それに対応するだけの体制整備ができていないか、国との連携が十分かと言えば、それは移行時に必ず混乱は生ずるものでございまして、それも迷惑するのは国民ですから、そういうことがないように先生の御意見も頂きながら、国と地方との連携をちゃんとやっていかねばならないと思っております。

今まで国だとうございましたのに、地方に移管されたらこうなってしまいましたみたいな話を聞かないわけではありません。そこはよく国と地方が連携をしながら、利用者の利便性向上ということを第一に考えたいと思っております。

また、これをやることによって、どう利便性が向上するのですかということが分からなければどうにもならない話でございまして、これをやることによって、例えばハローワークで言えば、職を求めているAさんは、今、こんなに困っていたのにこんなによくなりましたということが具体的に国民に分かっていただかなければなりません。また、働く人を求めているBという企業にしてみれば、今までこうだったのにこんなによくなりましたということが移行した後すぐにその効果を発現しなければいけないと考えている次第でございます。なお、平井知事のお言葉を借りれば、仏作って魂入れずということにならないように努めてまいります。

また、このシンポジウム、私だけ顔写真が出ておりませんで何となく寂しい気がしないわけではありませんが、出られるか出られないかまだ分からないのでこのようなことになっております。これも300名のお客様ということでございますが、これを聞いてよく分からなかったねと帰られるとどうにもなりません。これを聞いてよく分かったねというように言っていただけるように、また私どもとしても努力していかねばならないと思っておりますし、それぞれの分権を受けました所の職員の方々が、多分これもDVDに落とすことになるのだらうと思っておりますけれども、見てもらわなければどうにもならない。理解してもらわなければなりません。シンポジウムとかパネルディスカッションとかフォーラムとか、いろいろなことがあります。それに来ることには意義があるのではなくて、開催することに意義があるのではなくて、それを見て、よし分かったぞということで帰ってもらうような工夫を私どももしてまいりたいと思っておりますので、今後とも御教示賜りますようお願いいたします。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大変有り難いお言葉を頂戴いたしました。今日は、これにて、この合同会議を終了したいと思います。最後まで御熱心に、また生産的に御議論を賜りましたことに深く感

謝を申し上げる次第でございます。
どうもありがとうございました。

以上